

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年4月24日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

上郷・中野特別緑地保全地区法面緊急対応業務委託

2 履行(納品)場所

栄区亀井町1962番1、1962番2、1963番1(上郷・中野特別緑地保全地区内)

3 契約日

令和4年8月22日

4 履行日又は履行期間

令和4年8月22日から令和4年12月28日まで

5 契約金額

1,698,334円

(うち消費税及び地方消費税相当額 154,394円)

6 契約の相手方(名称及び所在)

会社名:金子園芸株式会社

所在地:神奈川県横浜市栄区桂町6-30

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和4年8月22日に上郷・中野特別緑地保全地区内市有地で倒木が発生し、隣接道路を塞いでいたことが道路管理者からの連絡により判明しました。

速やかに倒木を撤去するとともに、折れ枝や倒木等が発生する危険性の高い枯木を早急に伐採する必要があるため、随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

災害対策連絡用会員一覧の中に記載があり、会社所在地が当該地に近く、必要な資機材や人材等を確保でき迅速に対応できる「金子園芸株式会社」を選定しました。

9 所管課

環境創造局緑地保全推進課